

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）

（国保医療課）

一 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い設置される同法に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を定め、及び同法施行までの間における同事業の運営に関する重要事項を審議する協議会を設置するための改正

二 内容

- (一) 別表第一の一の表に「埼玉県国民健康保険運営協議会」を追加する。
- (二) 別表第一の一の表から「埼玉県国民健康保険運営協議会」の項を削り、別表第二に「埼玉県国民健康保険運営協議会」を追加する。

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)については平成三十年四月一日